

第1回 小美玉市廃棄物減量等推進審議会

令和 5年 8月24日（木）

午後 1時 30分～

<小美玉市役所 本庁2F 第2・3会議室>

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 議 事
 - 1) 諮問
 - 2) 課題・背景
 - 3) 方針・取組
 - 4) その他
- 6 閉 会

（配布資料）

- | | |
|-----|---------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 審議会条例 |
| 資料3 | 諮問書 |
| 資料4 | 第1回 審議会資料 |
| 参考1 | 一般廃棄物処理基本計画（概要版） |
| 参考2 | 指定ごみ袋特別配布事業_アンケート結果 |
| 参考3 | リユース促進事業概要 |
| 参考4 | 生活排水ベストプラン概要版 |
| 参考5 | 広域化・共同化計画 |
| 参考6 | し尿広域申し入れ |
| その他 | 意見照会回答（提出用） |

資料 1

(敬称略、委員区分ごと順不同)

氏 名	役職	備考	選出区分
香 取 憲 一		小美玉市議会	(1) 市議会議員
亀 山 一		小美玉市商工会	(2) 市内関係各種 団体の代表
矢 口 博 之		新ひたち野農業協同組合	
荒 川 英 一		霞台厚生施設組合	
古 渡 正 好		湖北環境衛生組合	
篠 田 肇		茨城地方広域環境事務組合	
藤 田 泰 正	会長	小美玉市区長会	
松 本 栄 子	副会長	小美玉市女性会連絡協議会	
福 島 ヤ ヨ ヒ		小美玉市消費生活の会	
井 坂 英 二		小美玉ネット	
羽 鳥 敏 政		小美玉市まちづくり組織連絡会	
羽 鳥 愛		小美玉市国際交流協会	
小 島 隆		小美玉市企業連絡協議会 (美野里地区) 会長企業 横浜ゴム株式会社 茨城工場	(3) 市内企業会社 の代表
萩 原 宏		小美玉市企業連絡協議会 (玉里地区) 副会長企業 株式会社コバヤシ 石岡工場	
萩 原 茂		小美玉市区長会 (小川地区)	(5) その他市長が 特に必要と認めた 者
山 内 一 郎		小美玉市区長会 (美野里地区)	
吉 倉 一 郎		小美玉市区長会 (玉里地区)	

○小美玉市廃棄物減量等推進審議会条例

平成18年3月27日
条例第117号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、小美玉市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(事務及び事業)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、研究、審議する。

- (1) 廃棄物の減量に関すること。
- (2) 廃棄物の資源化及び有効利用に関すること。
- (3) 前2号に係る生活環境の保全に関すること。

2 審議会は、廃棄物処理上必要な事項に関して、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市内関係各種団体の代表
- (3) 市内企業会社の代表
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 審議会委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了による再任は妨げない。

2 任期中に欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要に応じ委員以外の関係者に出席を求め意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会の担任事項及び部会長の選任方法等は、審議会が定める。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

令和 5年 8月24日

小美玉市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

小美玉市長 島田 幸三
(公印省略)

小美玉市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第5条の7、並びに、小美玉市廃棄物減量等推進審議会条例（平成18年条例第117号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1. 基本背景

- ・市町村は、廃掃法 第6条の規定により、当該区域内において、一般廃棄物を適正に処理するための方策、市民、事業者と連携した取り組みを明らかにするため、一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。
- ・廃掃法 第5条の2に基づき国が定める廃棄物処理に係る基本方針においては、ごみを減らし、リサイクルを進めるため、ごみの有料化を推進することが市町村の責務とされています。
- ・本市では、令和元年10月に「COOL CHOICE（＝賢い選択）国民運動」に賛同する宣言をしました。また、令和2年7月には、「廃棄物と環境を考える協議会」を通じて、ゼロカーボンシティ宣言を共同表明しています。
- ・当市の処理計画においては、家庭系一人一日ごみ排出量の目標値（R17）440gに対して、実績値（R3）は601gとごみ減量の成果は得られていません。

2. 諮問事項

以下について諮問いたします。

- ・改正地球温暖化対策推進法において、2050年カーボンニュートラル実現が基本理念とされ、その実現に向けては、更なるごみの有料化を通じて、国民の行動変容を促すことが求められていることから、当市の一般廃棄物処理手数料の見直しについて意見を伺うもの。
- ・茨城県生活排水処理ベストプラン（第4回改定）、広域化共同化計画がそれぞれ令和5年3月に告示されたことから、生活排水処理の見直し等について意見を伺うもの。

令和5年度 小美玉市廃棄物減量等推進審議会（第1回 資料）

R5. 8. 24（木） 開催

1) 課題	・・・P 3
2) 背景	・・・P11
3) 方針	・・・P21
4) 取組	・・・P25
5) その他	・・・P31
6) スケジュール手続き	・・・P37

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

本審議の狙い・目的

- ・令和3年度からクリーンセンターがオープンし、古布、紙パック、雑がみ、草木など新たなごみ分別が開始され、また、エコショップ、資源リサイクル店、食べきり協力店など事業者と連携した取組みなども推進されています
- ・こうした新たな取組みが進められる一方、これまでに、ごみ減量への実効的な成果が得られるまでには至っていません
- ・今日、脱炭素・地球温暖化など環境負荷を減らす上で、改めて、ごみ減量、資源リサイクル、廃棄物の適正処理への期待が高まっています
- ・このため、持続可能な地域社会へと着実な一步を歩みだす上で、市として今後の取組みを再検討していきます

1) 課題

1) 課題

【チェック1】基本計画の目標値と大きく離れている

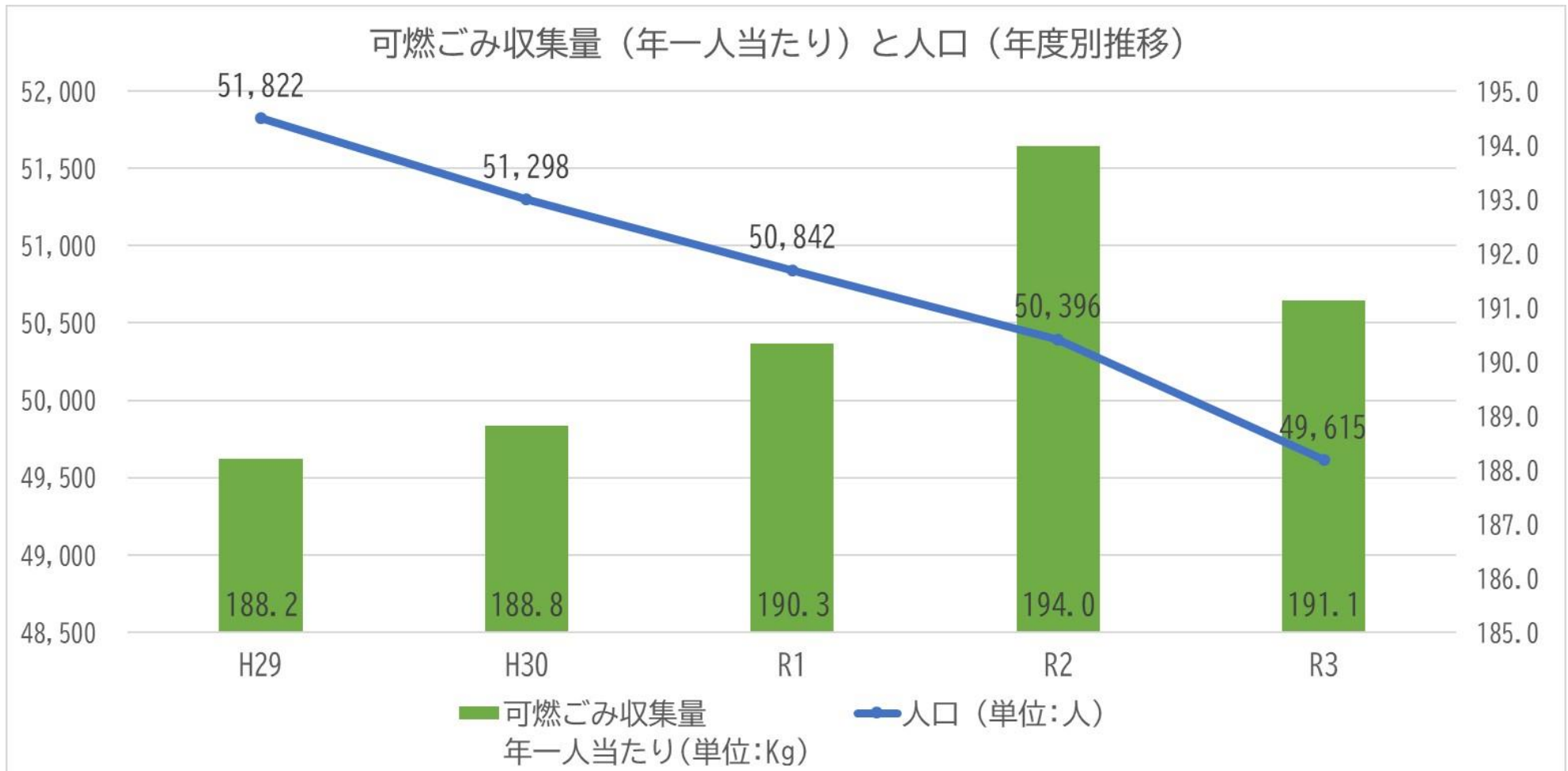
【一人1日ごみ排出量】 (単位：g)

項目	R3	現況値 (H29)	目標値 (R17)
家庭系ごみ	601	605	440
事業系ごみ	199	230	230
計	800	835	670

※資源ごみを除く

Cf. 新施設整備の際に国に申請した地域計画では、目標と実績が大きく乖離した結果、改善計画書を提出（生活系1人あたり排出量 計画 190kg/人⇒実績 224kg/人）

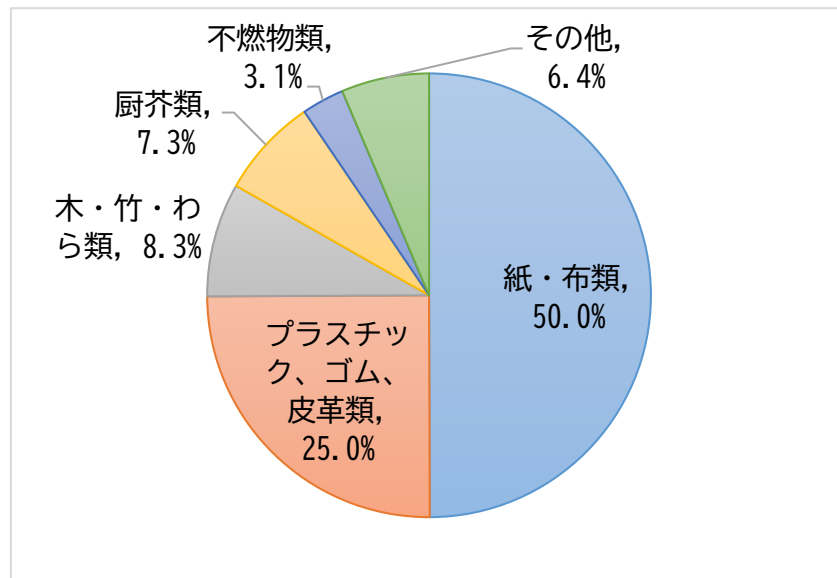
【チェック2】 可燃ごみの一人当たりの量は減っていない



【チェック3】可燃ごみの中身リサイクルできる余地がある

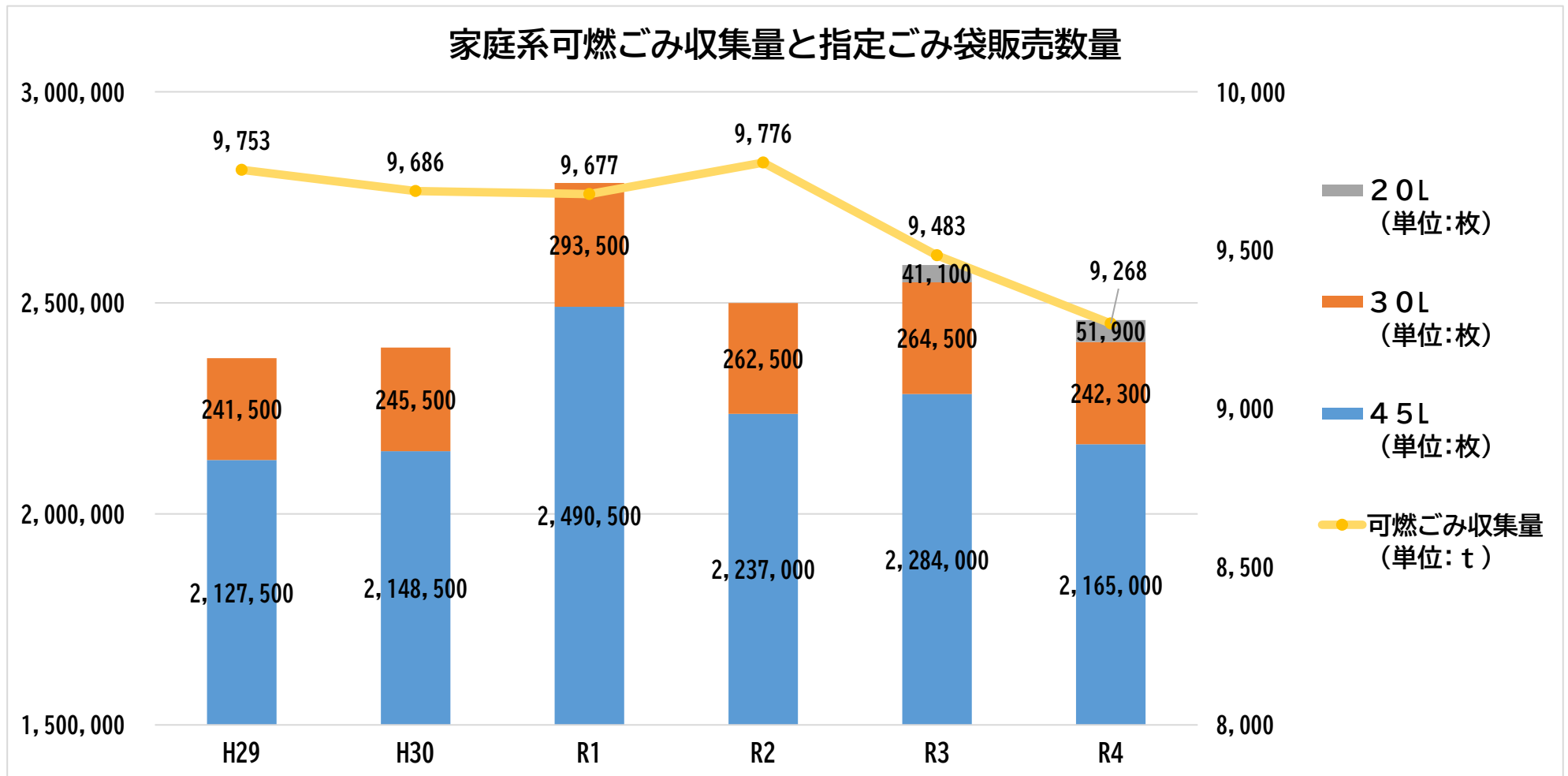
ごみ組成

紙・布類	プラスチック、ゴム、皮革類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他
50.0%	25.0%	8.3%	7.3%	3.1%	6.4%



※霞台 分析結果 (R4.4~R5.3月平均)

【チェック4】可燃ごみ量と指定袋の販売数がリンクしていない




販売店の購入状況（R4） ➤ 45Lサイズのみを取扱店が約半分

登録店数	全種取扱	45Lのみ	30L取扱	20L取扱	購入なし
134 店舗	32 店舗 (23.9%)	65 店舗 (48.5%)	53 店舗 (39.6%)	34 店舗 (25.4%)	14 店舗 (10.4%)

※現状では世帯に応じた適正サイズを全ての販売店で購入できない

目指そう！
マイナス27%



**小美玉市《指定ごみ袋20L》
販売を開始します**

1袋100円（10枚入）

可燃ごみ量 年/約 15,000 トン 1人1日/約 800g
ごみ処理・収集運搬に1年で4億円以上

- ・可燃ごみの約半分は資源リサイクルできます
- ・段ボール・新聞・雑誌等が多量に含まれます
- ・きちんと分ければ「20L袋でも充分」です

★ **ごみ＝資源＝市の大切な収入源** ★

ごみの焼却量と年間の事業コスト

減らすも増やすもアナタの一步

○小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例

(事業者の責務)

第4条第4項 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

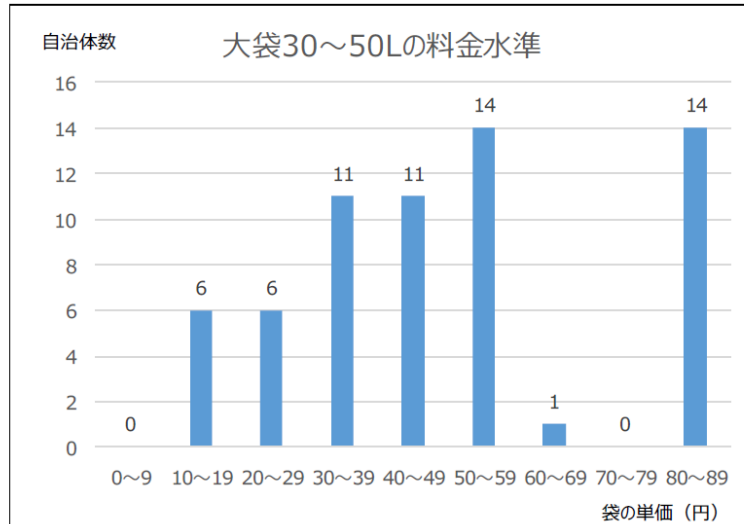
(事業者等の協力)

第12条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

【チェック5】 昨今水準と比べて手数料が低い（県全体が低い）

図表 3-2-1 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における大袋の料金水準（n=63）



(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」及び各自治体HPをもとに作成

(環境省 有料化手引き 改訂版)

- 対象は平成22～30年度に有料化を行った86市町村のうち、公表資料より有料化情報が把握できた63市町村
- 大袋の料金水準は30円～50円台の市町村数が最も多い（新規導入市町村の平均/1L単価は1.11円）

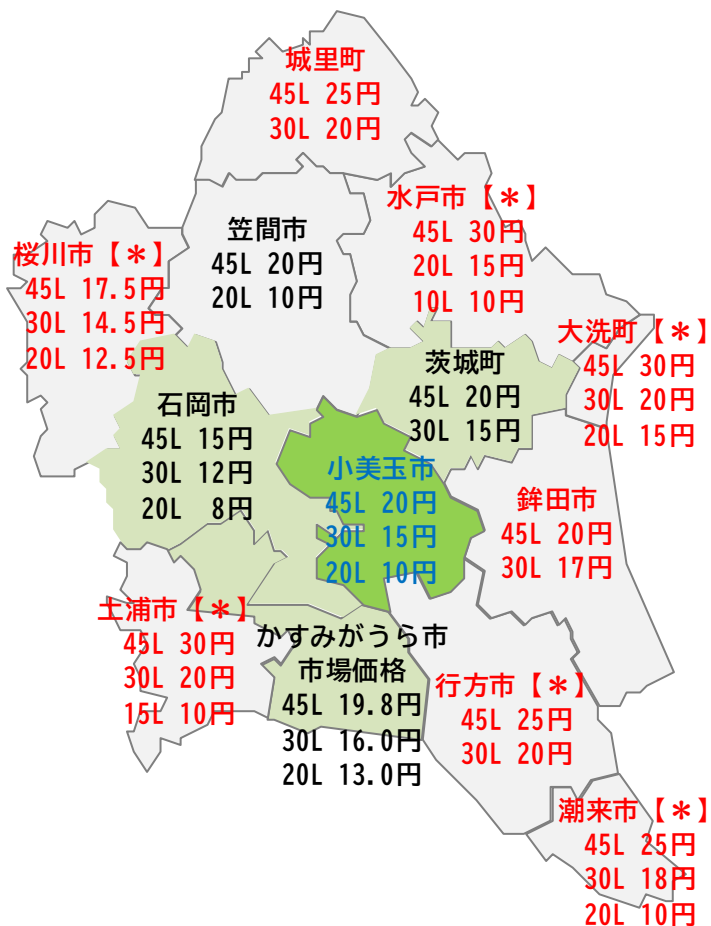
図表 3-2-3 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における都道府県別料金水準（平成22年度から平成30年度に有料化を行った市町村が対象）

都道府県	新規導入市町村数	平均 / L 当たり単価
北海道	8	1.82
東北	9	1.03
関東	14	1.50
中部	12	0.91
近畿	8	0.84
中国	4	0.73
四国	2	0.41
九州・沖縄	6	0.62
全国	63	1.11

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

➤ 近隣自治体の手数料（排出量との相関）

*印がつく自治体は、可燃ごみ以外も指定袋を採用



※赤字：小美玉市より手数料が高い傾向、または、可燃ごみ以外も指定袋制

R3実績（実態調査）

市町	生活系可燃ごみ 収集量 (t)	人口 (人)	一人当たり(Kg)
大洗	3,967	16,195	245.0
桜川	8,262	40,034	206.4
茨城	6,416	31,657	202.7
かすみがうら	8,251	40,824	202.1
石岡	14,578	72,946	199.8
笠間	14,598	74,146	196.9
水戸	53,358	271,258	196.7
小美玉	9,502	49,184	193.2
城里	3,593	18,665	192.5
潮来	4,590	27,361	167.8
鉾田	7,873	47,610	165.4
行方	5,363	33,129	161.9
土浦	19,985	141,276	141.5

2) 背景

2) 背景

【ポイント1】人口・世帯・高齢化の推移

総合計画資料

年	2000	2005	2010	2015	2020
人口	53,406	53,265	52,279	50,911	48,870
高齢化率	16.9%	19.6%	22.0%	26.4%	30.3%
世帯数	15,922	16,482	17,159	17,429	18,322
平均世帯員数	3.35	3.23	3.05	2.92	2.67
高齢夫婦世帯率	6.0%	8.0%	9.8%	11.7%	13.4%
高齢単身世帯率	3.6%	4.9%	6.3%	8.2%	10.3%
外国人数	872	750	786	790	1380

出典：国勢調査

【ポイント 2】 ごみ処理には多大な経費がかかる

年度	合計	うち運営費	うち建設費	受益者負担	受益者負担率
H28	3億9,855万	3億5,905万	3,950万	4,676万	11.74%
H29	4億3,375万	3億6,482万	6,893万	4,669万	10.76%
H30	5億2,398万	3億6,736万	1億5,661万	4,730万	9.03%
R 1	15億640万	3億6,289万	11億4,350万	5,473万	3.63%
R 2	18億9,013万	3億2,015万	15億6,997万	5,026万	2.66%
R 3	3億2,878万	2億8,785万	4,093万	5,261万	16.00%

ごみ処理広域化事業：第 1 期（H28～R2 年度）
 総事業費：約 183 億円（周辺整備事業等含む）
 （国交付金：約 59 億円＋市町負担金約 123 億円）
 うち小美玉市負担：約 30 億円
 （特定財源：約 25 億円＋市一般財源：約 5 億円）
 ➤単年度 負担 1.2 億円（平均耐用年数 25 年）

➤ 指定ごみ袋作成販売に係る収支（有料化上乘せ分）

年度	A. 手数料収入	B. 作成費	C. 販売委託費	差引(A-B-C)
H28	46,175,000	21,629,700	11,606,000	12,939,300
H29	46,172,500	22,075,200	11,603,500	12,493,800
H30	46,652,500	22,831,200	11,724,500	12,096,800
R1	51,675,000	25,017,548	12,986,500	13,670,952
R2	48,677,500	21,347,700	12,235,000	15,094,800
R3	50,058,500	25,283,500	12,601,300	12,173,700

➤ 指定ごみ袋による家計負担（実質賃金，消費者物価，可処分所得との相関）

年/収集回数：104回

45L 1回1枚使用 20円×104回 = 2,080円（月/173円）

30L 1回1枚使用 15円×104回 = 1,560円（月/130円）

20L 1回1枚使用 10円×104回 = 1,040円（月/86円）

【ポイント3】市の財政事情と将来負担

財政指標	小美玉市	石岡市	かすみがうら市	茨城町
実質公債費比率	128.1	136.8	163.2	126.3
将来負担比率	243.0	133.7	183.1	208.4

資料：RESAS「自治体財政状況の比較」

【ポイント4】 関連事項

災害廃棄物

- 新型コロナ，家畜防疫，災害など非常時における廃棄物処理の潜在需要



(災害ごみ仮置き場：県内某地)

◎廃棄物処理事業経費（台風19号関連）

茨城県内 R1：20億2,596万円

R2：27億8,124万円

◎東日本大震災（小美玉市）

主なもの 木くず，ガレキ，家電等

処 理 量 10,974 t

委託経費 2,746万円

- 線状降水帯，突風・竜巻など 災害由来の廃棄物処理需要は増大

広域連携

- 処理施設の設置管理においては、体制強化やスケールメリットを確保するため、市町村がその一部事務を広域連携主体に移管する（他に、し尿、斎場など）
- 現在、広域連携方策として、収集運搬、不法投棄対応、組合統合などを検討
- クリーンセンター設置管理に係る費用負担は、各市町のごみ処理量に応じて増減（費用負担：均等割10％，人口割10％，搬入割80％，割合幅：15％～38％）



クリーンセンターみらい



中継センター

【R3 市町村別の搬入量と人口】

年度	R3ごみ合計(t)	割合	R3可燃ごみ(t)	割合	人口(人)R4.3	割合
石岡市	24,705	39.4%	21,535	39.1%	72,281	37.4%
小美玉市	15,316	24.4%	13,527	24.6%	49,184	25.4%
かすみがうら市	13,663	21.8%	11,818	21.5%	40,622	21.0%
茨城町	8,978	14.3%	8,156	14.8%	31,296	16.2%

- 当市は、ごみの有料化を採用し、ごみ減量に取り組んできた成果として、人口割合に比べて、ごみの搬入量が少ない

【R3 市町村別の可燃ごみ（収集）量と手数料比較】

項目	可燃ごみ 計		一人当たり			指定ごみ袋		
	重量	割合	重量	±差	±率	45L	30L	20L
石岡市	14,430t	37.41%	199.6kg	+6.8Kg	3.40%	150円	100円	80円
小美玉市	9,481t	24.58%	192.8kg	-	-	200円	150円	100円
かすみがうら市	8,250t	21.39%	203.1kg	+10.3Kg	5.10%	市場価格		
茨城町	6,415t	16.63%	205.0kg	+12.2Kg	6.00%	200円	150円	-

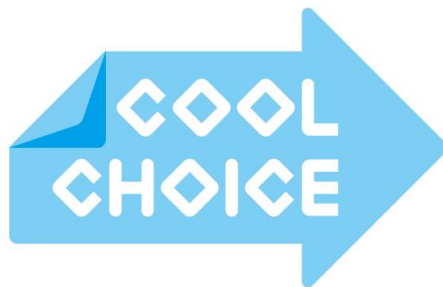
- ごみ袋の4市町統一については、総体的に見た場合、結果として、組合負担金の上昇、ひいては、市民負担の増加を招く懸念がある

地球温暖化

- 令和3年の地球温暖化対策推進法改正では、2050年カーボンニュートラルが基本理念として明確に位置づけ

地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野において、脱炭素でかつ持続可能で強靱な活力ある地域社会の実現を求めている

- 資源循環を通じた脱炭素には大きな期待が寄せられており、国民にとって身近な廃棄物処理における一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進のために有効なツールであり、国民の行動変容を促すことが可能である
- 平成28年1月、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化



未来の
ために、
いま選ぼう。

小美玉市は「ゼロカーボンシティー」
「クールチョイス」を宣言しています

【根拠法令】

（廃棄物処理法）

第6条

- 市町村は、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない

第6条の2

- 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない

第5条の7

- 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる

第5条の2第1項（環境大臣が定める基本的な方針）

- 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める。

（地方自治法）

第284条第1項ほか

- 一部事務組合を設立するときは、関係地方公共団体において、議会の議決を経る前に、組合の運営方針や規約内容について協議を行った上で、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、（中略）都道府県知事の許可を得なければならない

3) 方針

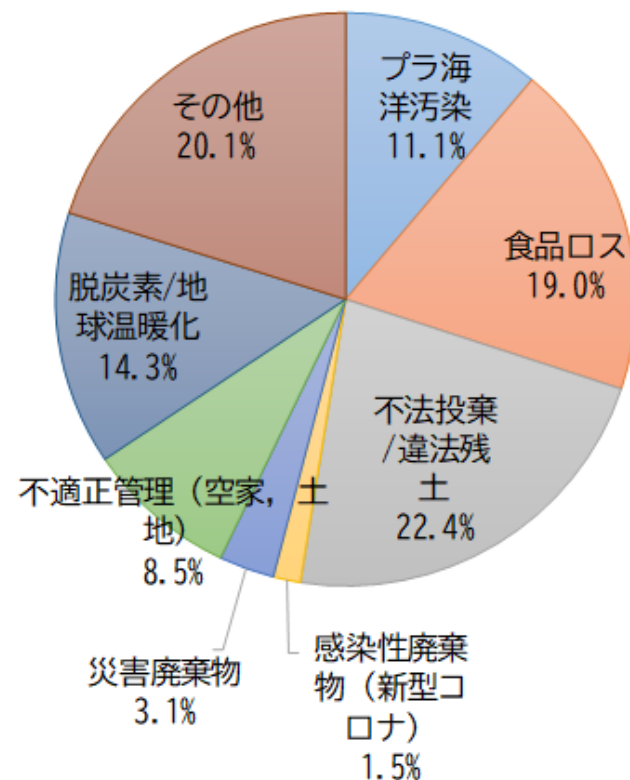
3) 方針

【基本ニーズ】

市民アンケート（廃棄物処理）

廃棄物に係る課題の中で行政が予算を投じて対処すべきもの（最も優先）

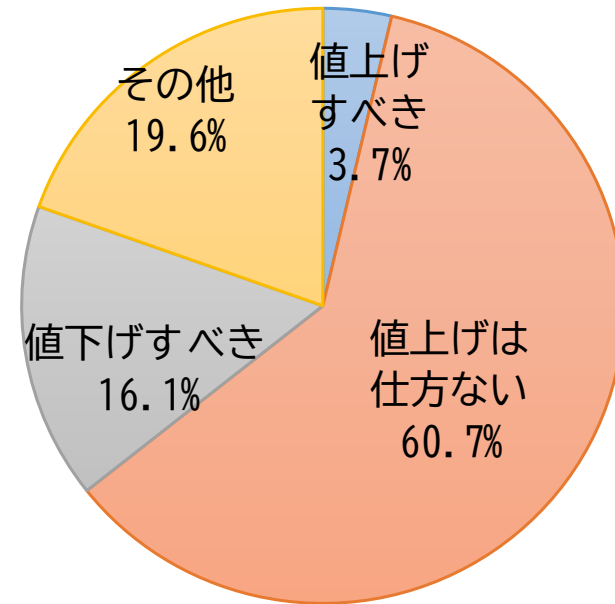
項目	回答数	割合
プラ海洋汚染	191	11.1%
食品ロス	326	19.0%
不法投棄/違法残土	386	22.4%
感染性廃棄物（新型コロナ）	26	1.5%
災害廃棄物	53	3.1%
不適正管理（空家, 土地）	146	8.5%
脱炭素/地球温暖化	246	14.3%
その他	346	20.1%
計	1720	



市民アンケート（ごみ有料化）

ごみ袋有料化（値上げ）をどう考えるか

項目	回答数	割合
値上げすべき	64	3.7%
値上げは仕方ない	1056	60.7%
値下げすべき	280	16.1%
その他	341	19.6%
計	1741	



【基本方針】

「持続可能な循環型社会へ」 将来に先送りしない 3つの低減

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



可燃ごみ ⇒ 3 R

環境負荷 ⇒ 脱炭素

財政借金 ⇒ 健全化

4) 取組

4) 取組

【ポイント1】ごみ減量と事業適正化

◎ 指定袋 販売価格

可燃ごみの動向や社会経済情勢から
更なるごみ有料化について検討する

◎ 指定袋 販売取扱

全サイズ 販売 (R4:24.1%)

全サイズ” 販売と適正購入を推進する

◎ 指定ごみ袋 販売手数料

販売価格 20% (1枚/45L 4円、30L 3円、20L 2円)

コスト負担の適正化を踏まえ引下げを検討する

取り出し口

OMITAMA CITY
小美玉市 燃やすごみ専用袋 (大) 45L 10枚入り
Burnable garbage bag 可燃垃圾袋 Túi đựng rác cháy được
Kantong sampah yang bisa dibakar පිළිස්සිය හැකි කුණු බාගය

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 11 12 17

小美玉市環境からた入選作品 (羽鳥小・田崎さん)
「ぶんべつで ごみがしげんに へんしんだ」

毎年、多くの予算と化石燃料を使い「ごみ」を燃やしています。
・可燃ごみ量 一人 800g/日 (計 13,782ト)
・処理費用 一人 5,800円/年 (計2億8,785万円)
★可燃ごみが減らない場合、法令上ごみ袋の価格を上げる必要があります★

【SDGs】空き家「売る」・「貸す」
未来へ資産継承、管理負担の軽減
あなたも空き家バンクを
活用してみませんか？
各種補助制度あり

お問い合わせ
小美玉市 環境課
TEL:0299-48-1111

ご相談・お見知り
気軽にお問合せ
ください！

根崎解体工事株式会社
TEL: 0299-26-1030
FAX: 0299-26-1070
http://nezaki.co.jp/

地元で就職!!
交代勤務スタッフ募集中!
株式会社 内田化工
↓↓詳しくはこちらまで
☎ 0299-48-1101

有料広告による収入はごみ処理費用に充てられています。(毎年募集します。)

家庭用品品質表示法に基づく表示
原料樹脂 高密度ポリエチレン
耐冷温度 -30度
寸法外形 縦 800mm
横 650(450)mm
厚さ 0.030mm
枚数 10枚
取扱い上の注意
火のそばに置かないでください。
表示者
株式会社 内田化工
〒319-0106
茨城県小美玉市野倉1579-4
0299-48-1101

取扱い上の注意
警告この袋は、幼児や子供にとって窒息な
どの危険が伴うものです。
幼児や子供の手の届くところに置か
ないでください。
注意※突起物のあるものをいれると材質上
破れることがありますので、ご注意
ください。
●燃やしやすいので、火のそばに置か
ないでください。
●薄層などにより表面に色がつく場合が
ありますので、こすらないようにし
てください。

4 929140 000045

MADE IN JAPAN

PE

【ポイント2】高齡化、環境美化保全への対応

◎ 粗大ごみ等の回収促進

粗大ごみ処理 / 家電リサイクル収集運搬

戸別回収利用

単位：個

年度	粗大ごみ			廃家電
	大	中	小	
R4	257	183	137	121

⇒ 電話申込（インターネット）・手数料 検討

◎ リユース事業（地域における多面的価値）

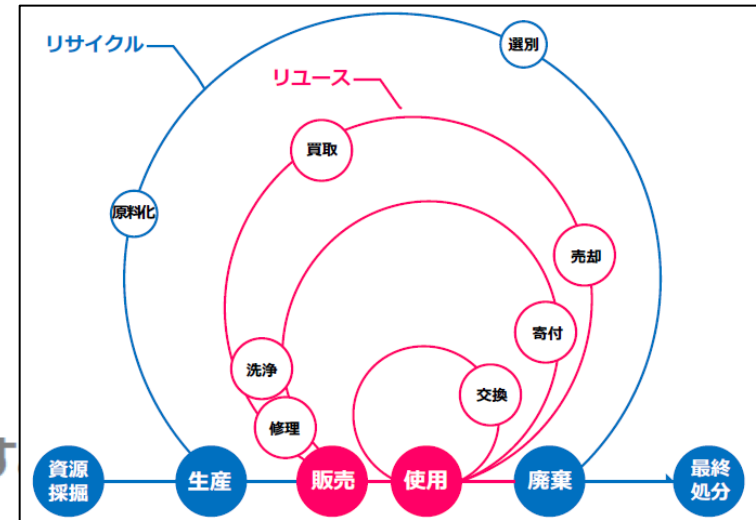
廃棄と消費ニーズ マッチング ⇒ リユース促進

Cf. 国廃棄物処理施設整備計画：民間連携，リユース拠点の活用

リユースって、つまり

形を変えずに**繰り返し使う**こと。

新たに採掘する天然資源や生産にかかるエネルギーを減らす



「リユース（再使用）」とは、使用しなくなった物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること、または他の製品の一部分として使用することです。循環型社会形成の基本原則である「リデュース」「リユース」「リサイクル」（3R）のうち、「リユース」は「リデュース」に次いで優先順位が高く、環境に良い取り組みです。

高度経済成長期の日本では、生産された製品の多くが一度消費・使用された後、すぐに廃棄されてしまっていたためにごみの量が急増し、最終処分場（埋立地）の逼迫が問題となりました。その後、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法が制定されたことで、ごみの分

別・リサイクルの仕組みが整備され、物質循環の流れが定着しつつありますが、製品をそのまま利用するリユースについては取組みが進んでいないのが現状です。

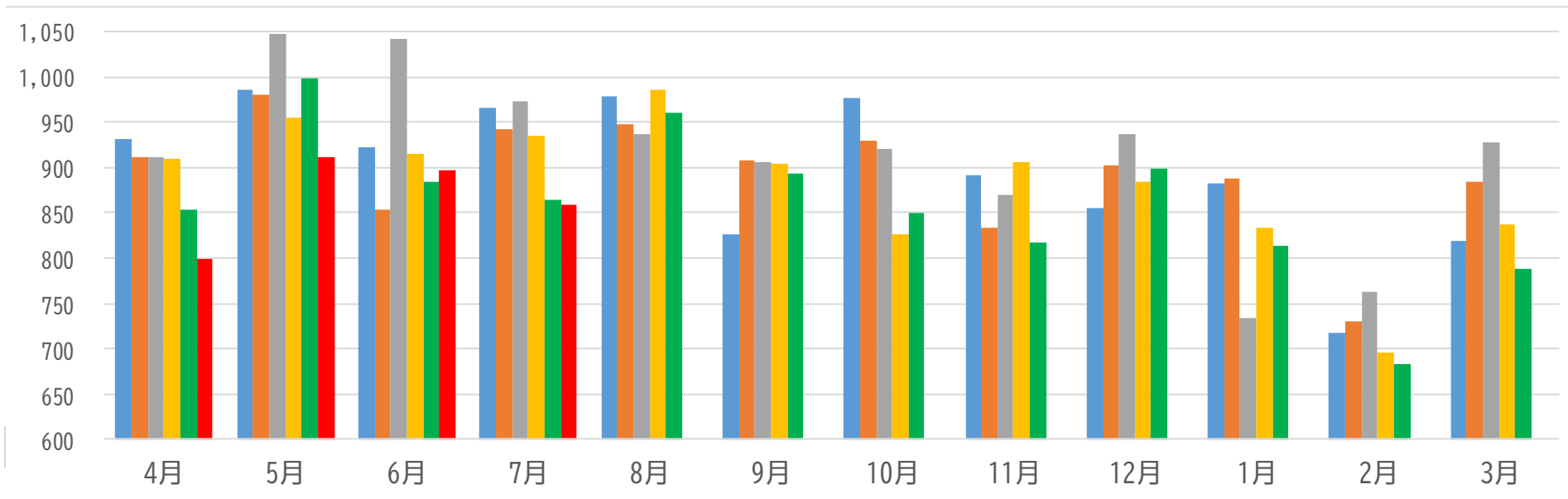
例えば、使わなくなったものを廃棄する前に、交換、寄付や買取りに回すことで、再び販売・消費の段階に戻すことができます。また、廃棄されたものから有用なものを回収し、洗浄後に販売することもできます。このことは、最終処分されるごみを減らすだけでなく、採掘する天然資源を減らすことにも寄与します。

（出典：環境省「リユース読本」）

家庭ごみ収集状況（全種ごみ）

(単位 t)

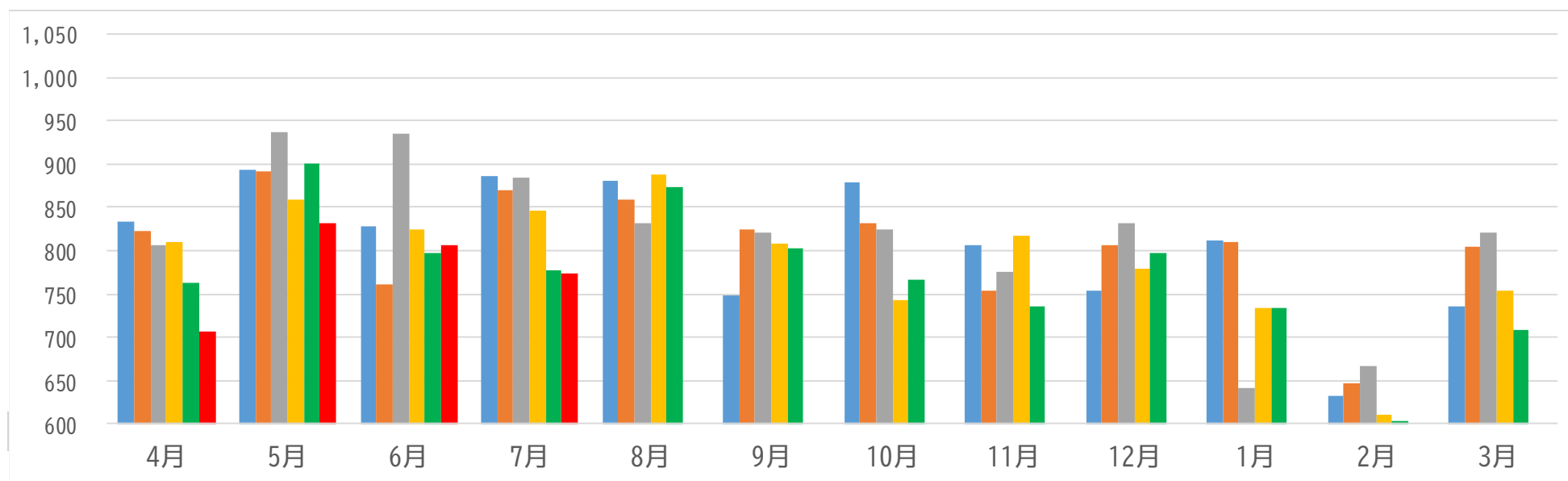
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均	一人平均
H30	932	986	923	966	978	826	976	892	855	883	718	819	10,754	896	209
R1	912	981	853	942	948	908	929	833	902	888	731	885	10,712	893	210
R2	912	1,048	1,042	973	937	906	921	870	936	733	763	927	10,968	914	217
R3	909	955	915	934	985	904	827	905	884	833	695	837	10,583	882	212
R4	853	998	885	864	961	894	850	818	899	814	684	788	10,308	859	210
R5	799	912	896	859									3,466	867	212



家庭ごみの収集状況（可燃ごみ）

(単位 t)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均	一人平均
H30	834	893	828	886	881	748	878	807	753	811	632	736	9,687	807	188
R1	823	891	761	870	858	825	831	754	806	809	646	804	9,678	807	190
R2	806	936	935	885	832	820	825	776	831	641	667	821	9,775	815	193
R3	809	859	824	847	888	808	743	818	779	734	610	753	9,472	789	190
R4	763	900	798	777	873	803	766	736	798	734	604	709	9,261	772	188
R5	707	831	807	774									3,119	780	191

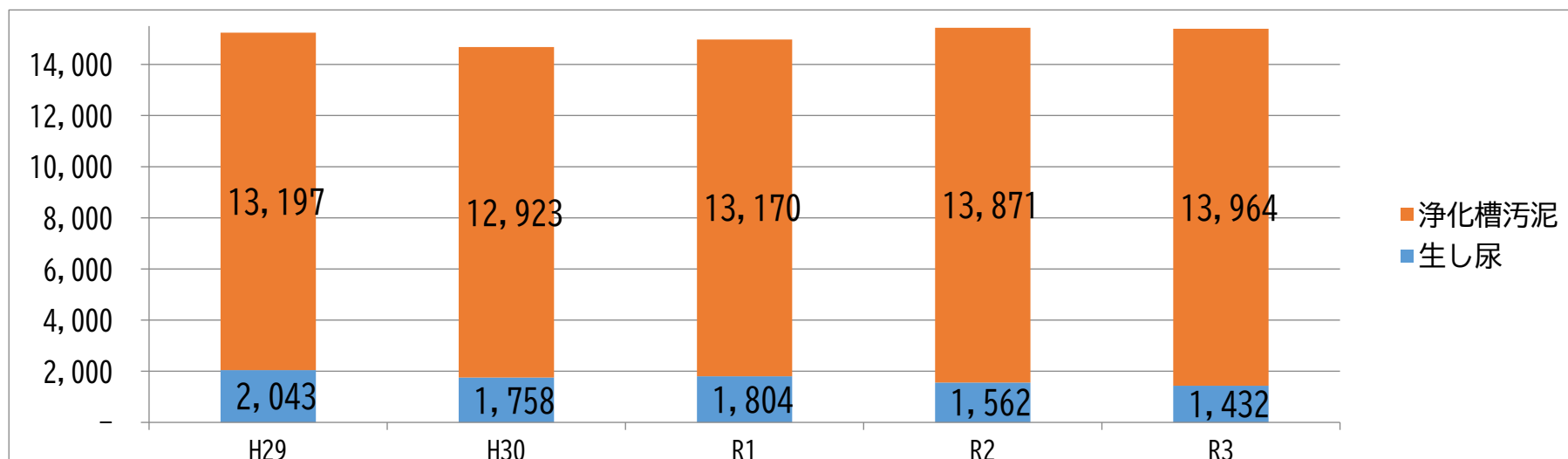


5) その他

5) その他

生活排水処理

項目	生し尿			浄化槽汚泥			C. 合計 (A+B)
	湖北環境 小川・玉里	茨城地方 美野里	A. 小計	湖北環境 小川・玉里	茨城地方 美野里	B. 小計	
H29	984	1,059	2,043	7,175	6,022	13,197	15,240
H30	812	946	1,758	7,040	5,883	12,923	14,681
R1	935	869	1,804	7,174	5,996	13,170	14,974
R2	734	828	1,562	7,924	5,947	13,871	15,433
R3	629	803	1,432	7,829	6,135	13,964	15,396



課題

処理経費（組合負担金）

年度	合計	うち運営費	うち建設費
H28	1億2,990万	1億2,990万	—
H29	1億3,935万	1億3,935万	—
H30	1億4,357万	1億4,357万	—
R1	1億5,205万	1億5,205万	—
R2	1億5,307万	1億5,307万	—
R3	1億6,401万	1億6,401万	—

- ・ 現施設の更新（茨城地方），更新費用
- ・ 社会背景（人口減少），し尿・汚泥 処理量の減少
- ・ 処理区域（合併前のまま）

背景

令和5年3月：茨城県ベストプラン改定（広域化・共同化計画）

生活排水ベストプラン(案)の概要

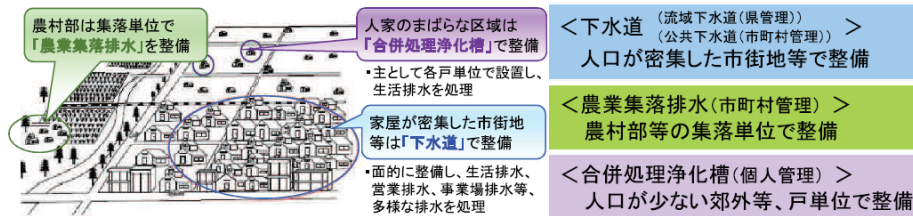
- ・下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための県構想
- ・中期計画 2032年(R14)、長期計画(整備完了時)
- ・人口減少を考慮した、未整備地区の整備手法の見直し(集合処理→個別処理)

現行計画(第3回改定(H28))からの改定のポイント

広域化・共同化の推進

● 污水处理施設の統廃合

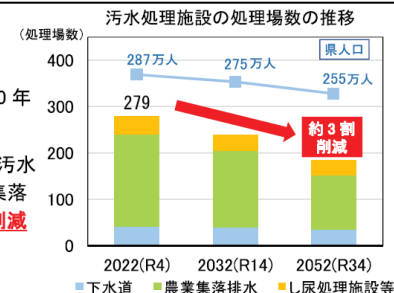
- ・下水道を核とした広域化を推進し、下水道や農業集落排水等の処理場数を今後30年間で**約3割削減**する計画



広域化・共同化の推進

● 污水处理施設の統廃合

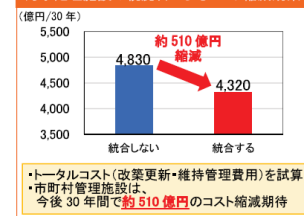
- ・県総合計画による、2050年の県人口は、2020年と比べて約1割減少(▲32万人)の見込み
- ・将来の人口減少を見据え、下水道を核とした污水处理施設の統廃合を推進し、下水道や農業集落排水等の処理場数を今後30年間で**約3割削減**する計画



【污水处理施設の統廃合イメージ】



污水处理施設の統廃合によるコスト削減効果



項目	污水处理人口 (単位: 人)				普及率
	計	下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	
令和2年 (基準年)	41,148	23,632	4,690	12,826	82.4%
令和14年 (中期計画)	44,448	31,584	653	12,211	98.2%

計 画

処理区域の統合（美野里地区を湖北組合へ）



経 過

- ・ 施設更新計画（茨城地方組合）
- ・ 基本方針 議会説明（R 3. 9 月）
- ・ 組合脱退及び加入方針（下協議）
 - 茨城地方組合：組合管理者，議会説明
 - 湖北環境組合：組合管理者，議会説明
- ・ 組合及び構成市への申し入れ（R 4. 1 2 月）

6) スケジュール/手続き

5) スケジュール/手続き

- (R5) 8月 審議会(第1回) 諮問, 計画/方針(素案)説明 . . . ウェブ
9月 審議会意見照会(書面)
11月 審議会(第2回) 中間答申 計画/方針(案) . . . ウェブ・広報
12月 パブコメ予告(議会), 補正予算(審議会報酬)
- (R6) 1月 パブコメ . . . ウェブ・広報
2月 審議会(第3回) 答申 計画/方針 . . . ウェブ・広報
3月 答申/パブコメ結果(議会)
- (以降) 手数料条例改正, 補正予算計上, 規則要綱改正
周知啓発, 販売体制準備(シール, 取扱店) . . . ウェブ・広報
新制度スタート

(生活排水処理編)

※R6以降, 地方自治法に基づき構成団体や県と組合脱退及び加入協議に着手
最短ではR7から処理区域の統合